

釜石市「市民の森（仮称）」条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、本市が永遠に緑豊かなまちであることを願い、永久に伐採することのない巨木の森を育み、市民の永久財産として保存し、将来に継承するとともに広く緑の大切さを提唱することを目的とする。

（名称及び区域）

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる山林を「市民の森（仮称）」（以下「この森」という。）として指定する。

名称	区域	面積
市民の森 （仮称）	釜石市鶴住居町第30地割35-1（外山地区生活環境保全林）	40.10ha
	釜石市鶴住居町第30地割36-1（外山地区生活環境保全林）	34.23ha

（保存義務等）

第3条 市長は、この森を将来にわたって永久に保存するよう努めなければならない。

2 市民は、この森が大切に保存されるように協力しなければならない。

（行為の制限）

第4条 この森においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）樹木を伐採し、又は稀少植物を採取すること。
- （2）鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （3）土地の形状を変更し、又は土石類を採取すること。
- （4）火気を使用し、火災の原因となる行為をすること。
- （5）指定された場所以外へ車両を乗り入れること。
- （6）その他保存上の支障となる行為をすること。

（適用除外）

第5条 前条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- （1）有害鳥獣又は病虫害の駆除を行う場合
- （2）学術調査を行う場合
- （3）環境整備に係る支障木除去等を行う場合
- （4）その他市長が必要と認める場合

（事業）

第6条 市長は、この森の目的を達成するため、適切な管理の下に必要な事業を行うものとする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。